⑺　配置予定管理技術者に対する資格等要件

本業務における配置予定管理技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

配置予定管理技術者と担当技術者は兼務できない。(但し、緊急時等やむを得ない場合の短期間を除く。)

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格を有するものであり、日本語に堪能でなければならない。ただし、日本語通訳が確保できる場合は、この限りではない。

・技術士　総合技術監理部門（建設）港湾及び空港
・技術士　総合技術監理部門（建設）建設環境
・技術士　総合技術監理部門（環境）
・技術士　建設部門（港湾及び空港）
・技術士　建設部門（建設環境）
・技術士　環境部門
・国土交通省登録技術者資格※（施設分野：空港施設、業務：計画・調査・設計）
・ＲＣＣＭ（技術士部門と同様の部門に限る）

※「国土交通省登録技術者資格」とは、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者登録規程」(平成26年11月28日付国土交通省告示第1107号）に基づき、技術者資格登録簿に登録された資格をいう。

２）配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定管理技術者は、平成23年４月１日以降に元請として完了した以下に示す同種又は類似業務の業務実績を有すること。

なお、同種又は類似業務の実績については、管理技術者ではなく担当技術者として従事したものも認める（照査技術者として従事したものは認めない。)。また、元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、下請、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

・同種業務：環境影響評価法に基づく環境影響評価業務（※１）

※１　「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年運輸省令第36号）に基づく環境影響評価

・類似業務：環境影響評価法に基づく環境影響評価業務又は地方公共団体の環境影響評価条例に基づく環境影響評価業務（※２）

※２　対象施設及びその施設の設置又は変更の事業に係る施設の供用を影響要因とする環境影響評価項目

３）直接的雇用関係　配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

⑻　大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」(土木）の業務で、平成29年４月１日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。

⑼　資料に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

１）再委託の内容が主たる業務の場合。
２）業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

⑽　資料の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

１）資料の提出がない場合や内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。
２）資料の各様式（業務実施体制、実施方針等及び評価テーマに対する技術提案）の注記に反する記載がされている場合。

⑾　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者の全てが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

⑿　入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

１）入札参加希望者は、「価格」及び「配置予定管理・担当技術者の経験及び能力」「実施方針等」「評価テーマに対する技術提案」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、３⑵の総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査(低入札価格調査）を実施する。

３）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の評価方法

１）評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。価格評価点の配分は30点とする。価格評価点＝（価格評価点の配分点）×（１－入札価格／予定価格）

３）技術評価点の算出方法　資料の内容に応じ、下記の①～④の評価項目及び本業務が予決令第85条の基準に基づく価格を設定する場合は、⑤の評価を踏まえ評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の配分点は60点とする。

①　入札参加希望者の経験及び能力
②　配置予定管理技術者の経験及び能力
③　実施方針等
④　評価テーマに対する技術提案
⑤　技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。技術評価点＝（技術評価点の配分点）×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（②に係る評価点）＋(技術提案評価点）×（⑤の評価に基づく履行確実性度）

技術提案評価点＝（③に係る評価点)＋(④に係る評価点）

⑶　技術評価点の評価基準等　技術評価点の評価基準は、別紙１のとおりとする。

１）入札参加希望者の経験及び能力　資格・実績等、成績・表彰、事故及び不誠実な行為
２）配置予定管理技術者の経験及び能力　資格・実績等、成績・表彰
３）実施方針等　業務理解度、実施手順、その他
４）評価テーマに対する技術提案的確性、実現性
５）技術提案等の履行確実性に関する評価

履行確実性を評価する場合の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。)、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等を基に①業務内容に対応した費用②配置予定技術者の報酬③品質管理体制の確保④再委託先の支払いをそれぞれ審査したうえで、総合的に評価する。

なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8559 大阪市中央区大手前４－１－76大阪合同庁舎第４号館15階　国土交通省大阪航空局総務部契約課契約係　電話番号06―6949―6206

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

電子調達システム
https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
調達ポータル・電子調達システム　ヘルプデスク　電話番号0570―000―683（ナビダイヤル）03―4332―7803（ＩＰ電話等をご利用の場合）